

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	一
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	二
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	五
○都市計画変更案の縦覧	(都市計画課)	五
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	(同)	六
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退	(同)	六
○県営土地改良事業計画の変更	(農村振興課)	六
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		六

ページ

告 示

○宮城県告示第十八十七号
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
〇四五〇五〇〇四五九	ほっぷ 気仙沼市本吉町登米 沢二十四番地一	児童発達支援	特定非営利活動法人セミナ	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第十八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十九年十一月十六日次の者を指定した。
平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
向田 和明	消化器外科	医療法人永仁会永仁会病院	大崎市古川旭二丁目五番一号
矢作 浩一	循環器内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央三丁目一番一号

○宮城県告示第十八十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。
平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
菅原 宏文	外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号

神山 篤志	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
清水 拓也	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
大久保倫一	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一

○宮城県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四二七〇〇九八	ツクイ大和黒川郡大和町吉岡字天皇寺七十八	居宅介護 重度訪問介護	株式会社ツクイ	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第九十一号

県営王沢地区土地改良事業農地整備事業（経営体育成型）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十九年十二月十二日から平成三十年一月十六日まで
- 三 縦覧場所
栗原市役所

○宮城県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 処分を行った地区の名称
鹿島台東部地区

- 二 処分の年月日
平成二十九年十二月五日

○宮城県告示第九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
潜ヶ浦	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字茗荷（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
里浦	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字里浦（次の図のとおり）		災砂防課及び宮
潜ヶ浦の2	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字潜ヶ浦（次の図のとおり）		城県東部土木事
1 東大振場の	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字東大振場（次の図のとおり）		
里	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字宮田（次の図のとおり）		
二ツ橋	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字二ツ橋（次の図のとおり）		
2 東大振場の	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字東大振場（次の図のとおり）		
深山	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字深山（次の図のとおり）		

日向沢	日向沢の2	中村前の沢	大浜沢2	大浜沢	宮戸沢	月浜	山合	東大崎田	大浜の2	室浜の2	室浜	火ノ田	山ノ上	大浜の4	大浜の3	大浜の5	大浜	深田	大浜
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市相野谷字日向前(次の図のとおり)	石巻市相野谷字日向前(次の図のとおり)	石巻市相野谷字中村前(次の図のとおり)	東松島市大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸(次の図のとおり)	東松島市宮戸字月浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字山合(次の図のとおり)	東松島市宮戸字東大崎田(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字室浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字室浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字火ノ田(次の図のとおり)	東松島市宮戸字山ノ上(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)	東松島市宮戸字深田(次の図のとおり)	東松島市宮戸字大浜(次の図のとおり)

川前畑	五味	五味の2	五味の1	鹿島山の3	鹿島山の2	鹿島山の1	貝崎の3	貝崎	貝崎の2	大長尾沢の1	小長尾沢	長尾沢	鹿島山沢	水田沢	屋敷入沢	寺沢12	寺沢11	荒町沢	一之沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市中島字川前畑一番(次の図のとおり)	石巻市相野谷字五味前上(次の図のとおり)	石巻市相野谷字沢田(次の図のとおり)	石巻市相野谷字沢田、五味前上(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字鹿島山(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎、鹿島山(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾小迫畑(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾小長尾(次の図のとおり)	石巻市北上町橋浦字喰迫(次の図のとおり)	石巻市桃生町檜崎字貝崎(次の図のとおり)	石巻市中島字清水田畑(次の図のとおり)	石巻市中島字屋敷入畠中(次の図のとおり)	石巻市中島字大島山畑(次の図のとおり)	石巻市中島字大島山畑(次の図のとおり)	石巻市中島字荒町前下(次の図のとおり)	石巻市中島字荒町前下(次の図のとおり)

蔵和田沢	女川2	女川	榎崎西沢	榎崎西沢	太郎山沢	小滝の6	小滝の5	泉沢の3	大長尾の4	小長尾の3	鯉取	齊ノ神	大島山畑	石湊上	清水田畑	向平畑	皿貝	中島	塚崎	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
石巻市北上町女川字蔵和田、和田山、国有林(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字南、国有林(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字南、字南入山、国有林(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字荒戸(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字太郎山(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字太郎山(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字新駒迫、雨坪(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾字鯉取(次の図のとおり)	石巻市北上町橋浦字喰迫、月迫山、新喰迫(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾字鯉取、下沢(次の図のとおり)	石巻市相野谷字齊ノ神、山崎前(次の図のとおり)	石巻市中島字和泉沢畑二番(次の図のとおり)	石巻市中島字清水田畑(次の図のとおり)	石巻市中島字清水田畑(次の図のとおり)	石巻市中島字向平畑一番、大沢入畑上(次の図のとおり)	石巻市皿貝字宮田(次の図のとおり)	石巻市中島字大島山畑、和泉沢畑二番(次の図のとおり)	石巻市相野谷字塚崎(次の図のとおり)	

小滝の4	大上の4	大上の3	要害の4	中原の10	中原の4	中原の3	大長尾の6	太郎山の2	太郎山	荒戸の2	荒戸の4	荒戸の3	荒戸の1	太郎山の3	大上	榎崎東	豊石沢	小滝1号沢	大上沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流
石巻市北上町十三浜字豊石、小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字山神、大上、孫兵エ、国有林(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大上(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字中齊(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字蔵和田(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字館(次の図のとおり)	石巻市北上町長尾字松崎(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字太郎山(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字太郎山(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字荒戸(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字荒戸(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字荒戸(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字荒戸(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字太郎山(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大上、孫兵エ(次の図のとおり)	石巻市桃生町榎崎字東館、新角前、角前、坪田(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町十三浜字小滝(次の図のとおり)	石巻市北上町女川字大上、国有林(次の図のとおり)	

垂水山	急傾斜地の崩壊	石巻市流留字垂水山(次の図のとおり)
取揚坂	急傾斜地の崩壊	石巻市流留字取揚坂(次の図のとおり)
取揚坂の2	急傾斜地の崩壊	石巻市流留字取揚坂(次の図のとおり)
取揚坂の3	急傾斜地の崩壊	石巻市流留字取揚坂(次の図のとおり)
広見山	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字広見山(次の図のとおり)
志ノ畑の1	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字志ノ畑(次の図のとおり)
志ノ畑の2	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字志ノ畑(次の図のとおり)
志ノ畑の3	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字志ノ畑(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
2 小長尾沢の	土石流	石巻市北上町長尾字小長尾(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
登米下沢	土石流	石巻市桃生町永井字登米下(次の図のとおり)	
女川	土石流	石巻市北上町女川字蔵和田、和田山、国有林(次の図のとおり)	
2 大長尾沢の	土石流	石巻市北上町長尾字鯉取(次の図のとおり)	
沢田平畑	急傾斜地の崩壊	石巻市沢田字平形(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第千九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一條第二項において準用する同法第十八條第一項の規定により、仙南広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一條第二項において準用する同法第十七條第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙南広域都市計画道路
- 2 名称 三・四・四百五号小池石生線
- 三・四・四百六号広畑大森線
- 三・四・四百七号小池元館線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域
村田町大字村田字小池、末広町、七小路、広畑、石生、二月田、後田の各一部
- 2 廃止しようとする土地の区域
村田町大字村田字小池、大槻下、末広町、町、広畑、杉ノ内、石生、後田、平群の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、村田町役場（建設課）

四 縦覧期間

平成二十九年十二月十二日から平成二十九年十二月二十六日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四條第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九條の規定により公告する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星陵あすか病院	大崎市古川稲葉二丁目三十一号	平成二十九年十二月一日
さくら薬局石巻駅前店	石巻市清水町一丁目一十二	平成二十九年十二月一日
かなえ調剤薬局	気仙沼市赤岩杉ノ沢二百八十一号	平成二十九年十二月一日
くるみ薬局	角田市角田字田町百二十三一六	平成二十九年十二月一日
つばめ薬局	巨理郡山元町浅生原字田中二十四一	平成二十九年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
気仙沼市立病院	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
変更後	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八一二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり辞退の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指定辞退年月日
クオール薬局気仙沼坂の下店	調剤	気仙沼市田中前一丁目一十一	平成二十九年十二月九日
有限会社くるみ薬局	調剤	角田市角田字田町百二十三一六	平成二十九年八月三十一日

○県営荒浜北部地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の一部を変更するため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により次の事項を公告する。

平成二十九年十二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更後の事業計画の概要
別冊のとおり

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年十二月十二日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十九年十二月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

第三号議案 教育功績者表彰について

第四号議案 新しい県立高等学校入学選抜制度について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一―）